



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年1月23日金曜日 第1526号

◇ 目 次 ◇ 規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....43

告 示

新たに生じた土地の確認（松山市）.....75
 町の区域の変更（ " ）.....75
 字の廃止（八幡浜市）.....75
 字の区域の変更（津島町）.....75
 医師の指定.....75
 指定医師の所在地の変更.....76
 指定医師の辞退の届出.....76
 指定居宅支援事業を行う事業所の所在地の変更.....76
 土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....76
 町営土地改良事業の施行の同意.....77
 村営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....77
 町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....77
 村営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧.....77
 保安林の指定の解除.....77
 解除予定保安林（3件）.....77
 建設業者の許可の取消し.....78
 公有水面埋立免許の出願.....78
 道路の供用開始（県道久米垣生線）.....79
 道路の区域変更（県道中山砥部線）.....79
 道路の供用開始（ " ）.....80
 道路の区域変更（一般国道197号）.....80
 道路の供用開始（ " ）.....80
 道路の区域変更（県道下鍵山松野線）.....80
 道路の供用開始（ " ）.....81
 開発行為に関する工事の完了.....81

任 免 辞 令

公営企業任免辞令.....81

雑 報

公示による通知.....82

規 則

○愛媛県規則第3号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年1月23日

愛媛県知事 加戸守行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改め、同条第2項を削る。

項	左欄	右欄
1	法第8条第2項の申請書	一般廃棄物処理施設設置許可申請書（様式第1号）
2	政令第15条第1項の申請書	廃棄物再生事業者登録申請書（様式第2号）
3	政令第17条の登録証明書	廃棄物再生事業者登録証明書（様式第3号）
4	省令第4条の4第1項の申請書	一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（様式第4号）
5	省令第4条の17の報告書	特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書（様式第5号）
6	省令第5条の3第1項の申請書	一般廃棄物処理施設変更許可申請書（様式第6号）
7	省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2第1項の届出書	一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（様式第7号）
8	省令第5条の5第1項及び第5条の10第1項の届出書	一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書（様式第8号）
9	省令第5条の5の2第1項及び第5条の10の2第1項の申請書	一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（様式第9号）
10	省令第5条の8第1項の届出書	一般廃棄物処理施設変更届出書（様式第10号）
11	省令第5条の11第1項の申請書	一般廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可申請書（様式第11号）
12	省令第5条の12第1項の申請書	合併（分割）認可申請書（様式第12号）
13	省令第6条第1項の届出書	相続届出書（様式第13号）
14	省令第12条の7の7第2項の届出書	一般廃棄物の種類等届出書（様式第14号）
15	省令第12条の7の7第4項の受理書	一般廃棄物の種類等届出受理書（様式第15号）

第3条第1項の表を次のように改める。

項	左欄	右欄
1	法第9条の3第1項の規定による届出	一般廃棄物処理施設設置届出書（様式第16号）
2	法第9条の3第4項ただし書の通知	一般廃棄物処理施設設置等届出内容相当通知書（様式第17号）
3	法第19条の10第3項の規定による閲覧の請求	最終処分場台帳閲覧請求書（様式第18号）
4	政令第18条の規定による届出	廃棄物再生事業者登録事項変更届出書（様式第19号）
5	政令第19条の規定による届出	廃棄物再生事業者登録事業場廃止（休止・再開）届出書（様式第20号）
6	省令第12条の7の7第5項の規定による届出	一般廃棄物の種類等変更（処理業廃止）届出書（様式第21号）

第3条第2項中「表4の項右欄」を「表5の項右欄」に、「こと」を「ものとする」に改める。

第4条の表1の項左欄の欄中「第15条の2の4第1項」を「第15条の2の5第1項」に改め、同項右欄の欄中「様式第7号」を「様式第22号」に改め、同表2の項同欄中「様式第8号」を「様式第23号」に改め、同表3の項同欄中「様式第

9号」を「様式第24号」に改める。

様式第9号を様式第24号とし、様式第8号を様式第23号とし、様式第7号を様式第22号とし、様式第6号を様式第20号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第21号（第3条関係） 一般廃棄物の種類等変更（処理業廃止）届出書

一般廃棄物の種類等変更（処理業廃止）届出書		
		年 月 日
愛媛県知事 殿		
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
届出者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ㊞		
電話番号		
産業廃棄物処理施設の設置の場所		
変更（廃止）の年月日	年 月 日	
変更の内容（当該届出が変更である場合）	変 更 前	変 更 後
	産業廃棄物処理施設の種類	
	産業廃棄物の種類	
変更（廃止）の理由		

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

4 一般廃棄物の種類等届出受理書（様式第15号）を添付すること。

様式第5号を様式第19号とし、様式第4号を様式第18号とし、様式第3号を様式第17号とし、様式第2号を様式第3号とし、同様式の次に次の13様式を加える。

様式第4号(第2条関係) 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書 年 月 日 愛媛県知事 殿 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 申請者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟ 電話番号	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設 置 場 所	
竣功 <small>しゅん</small> の年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 竣功しゅん図面(施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図)
- (2) その他参考となる書類又は図面

様式第5号(第2条関係) 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(年度) <div style="text-align: right;">年 月 日</div>	
愛媛県知事 殿 <div style="text-align: center;">住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)</div> 報告者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟ <div style="text-align: center;">電話番号</div>	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設 置 の 場 所	
埋立処分開始年月	年 月
埋立処分終了予定年月	年 月
放流水の水質及び当該放流水を採取した年月日	
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 報告者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)第1条第2項第14号八及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年総理府・厚生省令第2号)第1条第3号口の規定により測定したものを記載すること。

様式第 6 号 (第 2 条関係) 一般廃棄物処理施設変更許可申請書

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

申請者 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊞

電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
-----------------	--

一般廃棄物処理施設の種類	
--------------	--

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
--------------	-----------

変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力 (最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	変更前	変更後
		m ³ / 日 () 時間	m ³ / 日 () 時間
		t / 日 () 時間	t / 日 () 時間
		m ³ / 時間	m ³ / 時間
	t / 時間	t / 時間	
	埋立地の面積 m ²	埋立地の面積 m ²	
	埋立容量 m ³	埋立容量 m ³	
	一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		

変更の理由	
-------	--

着工予定年月日	年 月 日
---------	-------

使用開始予定年月日	年 月 日
-----------	-------

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
--------------	-----------

法定代理人 (申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第 137 号。以下「法」という。) 第 7 条第 5 項第 4 号チに規定する未成年者である場合)

(ふりがな)			
氏 名	住	所	

法第7条第5項第4号りに規定する役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏名	役職名・呼称	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株	出資の額	住 所
(ふりがな) 氏名又は名称	保有する株式の数又は出資の金額 割合		

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）
第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	役職名・呼称	住 所

愛媛県収入証紙ちよう付欄

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 印の欄には、記入しないこと。

4 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。

5 印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図

面等を含むこと。

- (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質及び大腸菌群数に係る変更後の数値、最終処分場の場合は排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
- 6 印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 7 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 8 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載すること。
- 9 次に掲げる書類及び図面を添付すること。
- (1) 当該変更が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
 - (2) 変更後の一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
 - (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第3条第2項各号に掲げる事項に係る変更がある場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
 - (4) 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
 - (5) 最終処分場以外の施設にあつては、処理工程に変更がある場合には、変更後の処理工程図
 - (6) 変更後の一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
 - (7) 変更後の一般廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 - (8) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (9) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (10) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
 - (11) 申請者が個人である場合には、住民票の写し（本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあつては外国人登録証明書の写しとする。以下同じ。）
 - (12) 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類
 - (13) 申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し
 - (14) 申請者が法人である場合には、法第7条第5項第4号リに規定する役員の住民票の写し
 - (15) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し又は登記簿の謄本
 - (16) 申請者に令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

様式第7号(第2条関係) 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書 年 月 日 愛媛県知事 殿 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 届出者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印 電話番号	
一般廃棄物処理施設の名称	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可(届出) 年 月 日 第 号
使用開始予定年月日	年 月 日
変更の内容(軽微な変更等がある場合)	軽微な変更
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第5条の4(同省令第5条の9において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更
廃止若しくは休止又は再開の理由(廃止若しくは休止又は再開の場合)	(廃止・休止・再開の別)
廃止若しくは休止又は再開の年月日(廃止若しくは休止又は再開の場合)	年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

5 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に変更があつた場合には、変更後の設置に関する計画を記載した書類及び変更後の当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- (2) 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に変更があつた場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類

様式第 8 号 (第 2 条関係) 一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書

一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

届出者 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟

電話番号

施設の廃止までの 間の管理予定者及 びその連絡先	住所 氏名 電話番号
--------------------------------	----------------------

設 置 場 所	
---------	--

許可の年月日及び 許可番号又は届出 の年月日	許可 (届出) 年 月 日 第 号
------------------------------	--------------------------

埋立地の面積、埋 立ての深さ及び覆 土の厚さ	面積 埋立ての深さ 覆土の厚さ m ² m m
------------------------------	---

埋立処分の方法	
---------	--

埋立処分 開始年月日	年 月 日
---------------	-------

埋立処分 終了年月日	年 月 日
---------------	-------

埋め立てた廃棄物 の種類、数量及び 性状	種 類	数量 (m ³)	性 状

--	--	--	--

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とすること。

2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

- (1) 埋立終了時の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (2) 当該施設の周辺の地図
- (3) 埋立処分の終了から廃止までの間の維持管理の方法を明らかにする書類

様式第9号(第2条関係) 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

申請者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟

電話番号

設 置 の 場 所

許可の年月日及び許可番号又は
届出の年月日

年 月 日 第 号

埋め立てた一般廃棄物の種類及
び数量

種 類

数 量 (m³)

埋立地の面積及び埋立ての深さ

面積

埋立ての深さ

m²

m

埋 立 処 分 の 方 法

埋 立 処 分 開 始 年 月 日

年 月 日

埋 立 処 分 終 了 年 月 日

年 月 日

悪臭の発散の防止に関する措置
の内容

火災の発生の防止に関する措置
の内容

ねずみの生息及び害虫の発生の
防止に関する措置の内容

地 下 水 等 の 水 質 の 状 況

埋立地の保有水等の水質の状況

埋立地からのガスの発生の状況

埋立地の内部及び周辺の地中の
温度の状況

埋立地の覆いの概要

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。
- 3 「地下水等」とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。
- 4 「保有水等」とは、基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。
- 5 「覆い」とは、基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。
- 6 次に掲げる書類及び図面を添付すること。
- (1) 当該最終処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 当該最終処分場の周辺の地図
 - (3) 基準省令第1条第3項第5号の規定による地下水等の水質検査の結果を記載した書類
 - (4) 当該申請の直前の2年以上にわたり行つた基準省令第1条第3項第6号の規定による保有水等の水質検査の結果を記載した書類
 - (5) その他参考となる書類又は図面

様式第10号 (第2条関係) 一般廃棄物処理施設変更届出書

一般廃棄物処理施設変更届出書			
		年 月 日	
愛媛県知事		殿	
		名称	
		届出者	
		代表者の氏名	
		(印)	
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届出の年月日		年 月 日	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力(最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	変更前	変更後
		m ³ /日()時間	m ³ /日()時間
		t/日()時間	t/日()時間
		m ³ /時間	m ³ /時間
		t/時間	t/時間
埋立地の面積	m ²	埋立地の面積	m ²
埋立容量	m ³	埋立容量	m ³
一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画			
一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。

3 印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。

- (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図

- (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質及び大腸菌群数に係る変更後の数値、最終処分場の場合は排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
- 4 印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 6 次に掲げる書類及び図面を添付すること。
- (1) 当該変更が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
 - (2) 変更後の一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
 - (3) 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
 - (4) 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に変更がある場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
 - (5) 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、処理工程に変更がある場合には、変更後の処理工程図

様式第11号（第2条関係） 一般廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可申請書

一般廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可申請書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ㊟

電話番号

譲受け又は借受けの相手方の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

一般廃棄物処理施設の設置の場所

一般廃棄物処理施設の種類

許可の年月日及び許可番号 年 月 日 第 号

譲受け等の許可の年月日 年 月 日

譲受け等の許可番号

法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）

（ふりがな） 氏 名	住 所

法第7条第5項第4号リに規定する役員（申請者が法人である場合）

（ふりがな） 氏 名	役職名・呼称	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株	出資の額	住 所
（ふりがな） 氏名又は名称	保有する株式の数又は出資の金額 割 合	住 所	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第 300 号。以下「令」という。） 第 4 条の 7 に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）		
（ ふ り が な ） 氏 名	役職名・呼称	住 所
愛媛県収入証紙ちよう付欄		

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

4 印の欄には、記入しないこと。

5 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第 300 号。以下「令」という。）第 4 条の 7 に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載すること。

6 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- (2) 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (3) 申請者が法人である場合には、直前 3 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (4) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前 3 年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (5) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- (6) 申請者が個人である場合には、住民票の写し（本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあつては外国人登録証明書の写しとする。以下同じ。）
- (7) 申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号イから又までに該当しない旨を記載した書類
- (8) 申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し
- (9) 申請者が法人である場合には、法第 7 条第 5 項第 4 号リに規定する役員の住民票の写し
- (10) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し又は登記簿の謄本
- (11) 申請者に令第 4 条の 7 に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

様式第12号（第2条関係） 合併（分割）認可申請書

合併（分割）認可申請書		年 月 日
愛媛県知事 殿		
住所（主たる事務所の所在地）		
申請者 名称及び代表者の氏名		④
電話番号		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名		
合併（分割）の方法及び条件		
合併（分割）の理由		
合併（分割）の時期		
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号りに規定する役員		
（ふりがな） 氏 名	役職名・呼称	住 所
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（当該株主又は出資をしている者がある場合）		
発行済株式の総数	株	出資の額
（ふりがな） 氏名又は名称	保有する株式の数又は出資の金額 割 合	住 所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第 300 号。以下「令」という。）
第 4 条の 7 に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

（ふりがな） 氏 名	役職名・呼称	住 所

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、法第 7 条第 5 項第 4 号りに規定する役員となる者

（ふりがな） 氏 名	役職名・呼称	住 所

合併存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者となるもの（当該株主又は出資をしている者となるものがある場合）

発行済株式の総数	株	出資の額	住 所
（ふりがな） 氏 名 又 は 名 称	保有する株式の数又は出資の金額 割 合		

合併存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、令第 4 条の 7 に規定する使用人となる者（当該使用人となる者がある場合）

（ふりがな） 氏 名	役職名・呼称	住 所

愛媛県収入証紙ちよう付欄

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 印の欄には、記入しないこと。
- 4 申請者欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。
- 5 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号りに規定する役員」の欄から「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、令第4条の7に規定する使用人となる者」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載すること。
- 6 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 合併契約書又は分割契約書の写し
- (2) 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人が法第8条第1項の許可を受けた者でない法人である場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類
- ア 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- イ 定款及び登記簿の謄本
- ウ 法第7条第5項第4号イから又までに該当しない旨を記載した書類
- エ 法第7条第5項第4号りに規定する役員の住民票の写し（本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあつては外国人登録証明書の写しとする。以下同じ。）
- オ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し又は登記簿の謄本
- カ 令第4条の7に規定する使用人があるときは、その者の住民票の写し
- キ 現に行っている事業の概要を説明する書類
- (3) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人に係る次に掲げる書類
- ア 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- イ 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- ウ 法第7条第5項第4号イから又までに該当しない旨を記載した書類
- エ 法第7条第5項第4号りに規定する役員となる者の住民票の写し
- オ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者がある場合には、これらの者の住民票の写し又は登記簿の謄本
- カ 令第4条の7に規定する使用人となる者がある場合には、その者の住民票の写し

様式第13号（第2条関係） 相続届出書

相続届出書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住所

届出者 氏名 ㊟

電話番号

被相続人との続柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相続の開始の日	

法定代理人（相続人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）

（ふりがな） 氏 名	住 所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第4条の7に規定する使用人（相続人に当該使用人がある場合）

（ふりがな） 氏 名	役職名・呼称	住 所

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 記名押印に代えて署名することができる。
- 3 「法定代理人」の欄及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第4条の7に規定する使用人」の欄には、該当するすべての者を記載すること。
- 4 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 被相続人との続柄を証する書類
 - (2) 住民票の写し（本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあつては外国人登録証明書の写しとする。以下同じ。）
 - (3) 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 - (4) 資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (5) 相続人が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し
 - (6) 相続人に令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

様式第14号（第2条関係） 一般廃棄物の種類等届出書

一般廃棄物の種類等届出書	
年 月 日	
愛媛県知事 殿	
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
届出者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ㊟	
電話番号	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設の処理能力（当該施設が最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所（既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）の面積及び残余の埋立容量）	$m^3 / 日$ （ ）時間 $t / 日$ （ ）時間 $m^3 / 時間$ $t / 時間$ 残余の埋立地の面積 m^2 残余の埋立容量 m^3
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物の種類	
許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの年間の処理量の見込み	種 類
	年間処理量

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 当該届出に係る産業廃棄物処理施設に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第12条の5に規定する許可証の写し
- (2) 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては、次に掲げるいずれかの書類
 - ア 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第6項の規定に基づく許可を受けたことを示す書類
 - イ 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類
 - ウ 省令第2条の3第1号、第2号、第4号又は第6号に該当する者であることを示す書類
 - エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条の9に規定する認定証の写し

様式第15号（第2条関係） 一般廃棄物の種類等届出受理書

第 号
年 月 日

一般廃棄物の種類等届出受理書

殿

愛媛県知事



年 月 日付けで から届出のあつた一般廃棄物の種類等届出書については、年 月 日受理したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の7の7第4項の規定により交付します。

住所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
許可に付された条件	

様式第16号（第3条関係） 一般廃棄物処理施設設置届出書

一般廃棄物処理施設設置届出書 年 月 日		
愛媛県知事 殿 届出者 名称 代表者の氏名 ⑩		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	
届 出 年 月 日	年 月 日	
一般廃棄物処理施設の処理能力（最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	m ³ / 日 () 時間 t / 日 () 時間 m ³ / 時間 t / 時間 埋立地の面積 m ² 埋立容量 m ³	
一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量	
	処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維	

	持管理に関する事項			
災害防止のための計画に係る事項（最終処分場である場合）	一般廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項			
	公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項			
	火災の発生の防止に関する事項			
	その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項			
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区 分	自家処分	委託処分	
	処分方法			
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区 分	自家処分	委託処分	
	処分方法			
埋立処分の計画（最終処分場の場合）				
一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項				

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 印の欄には、記入しないこと。

3 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。

4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。

5 印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。

(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図

6 印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

7 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

(1) 当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類

(2) 当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書

(3) 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

(4) 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、処理工程図

(5) 当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図

様式第1号を様式第2号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第1号(第2条関係) 一般廃棄物処理施設設置許可申請書

一般廃棄物処理施設設置許可申請書 年 月 日 愛媛県知事 殿 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 申請者 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟ 電話番号	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
着工予定年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
一般廃棄物処理施設の処理能力(最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	m ³ /日()時間 t/日()時間 m ³ /時間 t/時間 埋立地の面積 m ² 埋立容量 m ³
一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置
	一般廃棄物処理施設の処理方式
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水
	量
	処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

災害防止のための計画に係る事項 (最終処分場である場合)	一般廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項	
	公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項	
	火災の発生の防止に関する事項	
	その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項	

処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法(ごみ処理施設の場合)	区 分	自家処分	委託処分
	処 分 方 法		

汚泥等の処分方法(し尿処理施設の場合)	区 分	自家処分	委託処分
	処 分 方 法		

埋立処分の計画(最終処分場の場合)

一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項

法定代理人(申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第5項第4号に規定する未成年者である場合)

(ふりがな) 氏 名	住 所

法第7条第5項第4号りに規定する役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏 名	役職名・呼称	住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	株	出資の額	住 所
(ふりがな) 氏名又は名称	保有する株式の数又は出資の金額 割 合		

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第 300 号。以下「令」という。） ）第 4 条の 7 に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）		
(ふりがな) 氏 名	役職名・呼称	住 所
愛媛県収入証紙ちよう付欄		

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。
- 3 印の欄には、記入しないこと。
- 4 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 5 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類のについては、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- 6 印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
- (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 7 印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 8 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第 300 号。以下「令」という。）第 4 条の 7 に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載すること。
- 9 次に掲げる書類及び図面を添付すること。
- (1) 当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
 - (2) 当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
 - (3) 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
 - (4) 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、処理工程図
 - (5) 当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図
 - (6) 当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
 - (7) 当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

- (8) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (9) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (10) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- (11) 申請者が個人である場合には、住民票の写し（本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあつては外国人登録証明書の写しとする。以下同じ。）
- (12) 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類
- (13) 申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し
- (14) 申請者が法人である場合には、法第7条第5項第4号リに規定する役員の住民票の写し
- (15) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し又は登記簿の謄本
- (16) 申請者に令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第 114 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、松山市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は松山市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年 1月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
松山市泊町615、618の5、738の3、738の5、739の2、739の4及び740の9の地先	1,122.84
松山市泊町615、618の5、738の3、738の5、739の2、739の4及び740の9の地先	8,403.14
松山市由良町乙279の3、乙280の1、乙280の2、乙280の4及び乙281並びに泊町甲443の1、甲443の2、甲443の4、甲444の1及び甲444の2の地先	2,369.48
松山市由良町乙279の3、乙280の1、乙280の2、乙280の4及び乙281並びに泊町甲443の1、甲443の2、甲443の4、甲444の1及び甲444の2の地先	3,758.50

○愛媛県告示第 115 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、松山市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年 1月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

町の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
泊町	松山市泊町615、618の5、738の3、738の5、739の2、739の4及び740の9の地先公有水面埋立地	1,122.84
泊町	松山市泊町615、618の5、738の3、738の5、739の2、739の4及び740の9の地先公有水面埋立地	8,403.14

○愛媛県告示第 118 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成16年 1月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指定年月日
肢 体 不 自 由	小 児 科	愛媛大学医学部附属病院	鈴 木 由 香	温泉郡重信町大字志津川	平成16年 1月5日
聴覚・平衡・音声又は言語・そしゃく機能障害	耳 鼻 咽 喉 科	〃	榊 優	〃	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	町立吉田総合病院	岡 本 傳 男	北宇和郡吉田町大字北小路甲217	〃
〃	〃	〃	松 原 寛	〃	〃

由良町	松山市由良町乙279の3、乙280の1、乙280の2、乙280の4及び乙281並びに泊町甲443の1、甲443の2、甲443の4、甲444の1及び甲444の2の地先公有水面埋立地	2,369.48
由良町	松山市由良町乙279の3、乙280の1、乙280の2、乙280の4及び乙281並びに泊町甲443の1、甲443の2、甲443の4、甲444の1及び甲444の2の地先公有水面埋立地	3,758.50

○愛媛県告示第 116 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、八幡浜市長から次の区域内の字を全部廃止する旨の届出があった。

平成16年 1月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字 名	地 番	摘 要
字ヨコウラ	195の3及び201	これに伴う道路、水路等を含む。
字三ツカタニ	246の1、248の1、248の2、248の4、249、251から253まで、254の2及び255の2	
字寺ノ上	276の1、277の1、278の1、278の2、280の1及び280の17	

○愛媛県告示第 117 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、津島町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

上記の処分は、平成16年2月15日から効力を生ずる。

平成16年 1月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字 名	左記の区域に編入する区域			摘 要
	字 名	地 番		
北灘	字網代	大字近家	字網代	甲1599
	字女ノクシ		字女ノクシ	甲1603
	字女ノ串		字女ノ串	甲1605、甲1606 及び乙703

肢 体 不 自 由	整 形 外 科	愛媛県立新居浜病院	平 尾 文 治	新居浜市本郷3 - 1 - 1	”
-----------	---------	-----------	---------	-----------------	---

○愛媛県告示第 119 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 1 項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成16年 1月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
本 吉 和 美	愛媛大学医学部附属病院	温泉郡重信町大字志津川	医療法人弘仁会共立病院	東予市三津屋南9 - 10	平成16年 1月1日
松 本 宗 一	”	”	財団法人積善会附属十全総合病院	新居浜市北新町1番5号	”
吉 田 正	財団法人積善会附属十全総合病院	新居浜市北新町1番5号	愛媛大学医学部附属病院	温泉郡重信町大字志津川	”
佐 野 のぞみ	国立療養所愛媛病院	温泉郡重信町横河原366	”	”	平成15年 10月1日
森 田 真 一	西 条 中 央 病 院	西条市朔日市804	”	”	平成16年 1月1日
木 崎 久 喜	”	”	”	”	”
吉 井 豊 史	”	”	”	”	”

○愛媛県告示第 120 号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成16年 1月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
じ ん 臓 機 能 障 害	内 科	住友別子病院	仁 科 慎 一	新居浜市王子町3 - 1	平成 15年12月9日

○愛媛県告示第 121 号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年 1月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービ スの種 類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地 変 更 前 変 更 後	
38000200062145	社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会	東宇和郡宇和町大字久枝甲1434番地1	井 上 義 忠	知的障害者地域生活援助	グループホーム「夢の家」	東宇和郡宇和町卯之町四丁目73 東宇和郡宇和町下松葉307 - 6	平成16年 1月1日

○愛媛県告示第 122 号

東予市庄内土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・大野地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 1月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・大野地区）変更計画書の写し
 - 東予市庄内土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成16年 1月26日から 2月23日まで
- 縦覧場所
東予市役所

○愛媛県告示第 123 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、三間町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・成家地区）の施行に平成16年 1 月 9 日同意した。

平成16年 1 月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 124 号

美川村から協議のあった村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・沢渡水路地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 1 月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・沢渡水路地区）計画書の写し
- (2) 美川村営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成16年 1 月26日から 2 月23日まで

3 縦覧場所

美川村役場

○愛媛県告示第 125 号

美川村から協議のあった村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・釣井地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 1 月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・釣井地区）計画書の写し
- (2) 美川村営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成16年 1 月26日から 2 月23日まで

3 縦覧場所

美川村役場

○愛媛県告示第 126 号

砥部町から協議のあった町営土地改良事業（ため池等整備事業・野地地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 1 月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（ため池等整備事業・野地地区）計画書の写し
- (2) 砥部町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成16年 1 月26日から 2 月23日まで

3 縦覧場所

砥部町役場

○愛媛県告示第 127 号

美川村営里地棚田保全整備事業沢渡地区（A 工区）の換地計画認可申請は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 4 及び第52条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 1 月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

換地計画書

2 縦覧期間

平成16年 1 月26日から 2 月14日まで

3 縦覧場所

美川村役場

○愛媛県告示第 128 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年 1 月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 解除に係る保安林の所在場所

伊予郡松前町大字北川原字塩屋西2050の 2

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

指定理由の消滅

○愛媛県告示第 129 号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成16年 1 月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 解除予定保安林の所在場所

伊予三島市具定町字分木乙55の 4、字日之尾山乙64の23、乙64の28から乙64の32まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第 130 号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26

年法律第 249 号) 第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。
平成16年 1月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
伊予三島市具定町字日之尾山乙64の24から乙64の27まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第 131 号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26

年法律第 249 号) 第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。
平成16年 1月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
松山市由良町乙 282 の 9
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第 132 号

建設業法(昭和24年法律第 100 号)第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。
平成16年 1月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(般 - 12) 第10033号	平成12年 12月25日	(有)堀建工業	堀内 康彦	八幡浜市887 - 2	平成15年 12月 5 日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 12) 第10076号	平成13年 1月29日	(有)三木興業	三木タヨ子	川之江市上分町465 - 1	平成15年 12月10日	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 13) 第12489号	平成13年 12月 1 日	(有)春日建工	林野 則夫	新居浜市田の上 2 - 8 - 22	平成15年 12月11日	土木工事業	建設業の廃止
(般 - 13) 第12392号	平成13年 10月 8 日	(有)日土組	岡田 長年	大洲市柚木358 - 2	平成15年 12月16日	とび・土工工事業	建設業の廃止
(般 - 14) 第15064号	平成14年 7月 5 日	OK建設	八木 輝夫	今治市高地町一丁目甲 1992 - 6	平成15年 12月18日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 14) 第12943号	平成14年 12月22日	サカモト(株)	坂本 聖三	松山市水泥町574 - 1	平成15年 12月26日	土木工事業 建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・レンガ・ブロッ ク工事業 鋼構造物工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 13) 第11287号	平成13年 9月20日	(有)白旗組	白旗久四郎	新居浜市阿島654 - 3	平成15年 12月26日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第 133 号

次のように公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第 3 条第 1 項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、宇和島地方局建設部及び吉田町役場において告示の日から起算して 3 週間公衆の縦覧に供する。

平成16年 1月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
吉田町
北宇和郡吉田町大字東小路甲70番地
代表者 町長 浅野修一

北宇和郡吉田町大字立間尻甲 428 番地 1

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 埋立区域

ア 位置

北宇和郡吉田町大字南君字牛川3112番69から同3112番79に至る地先公有水面

イ 区域

次の 1 点から 19 点までを順次直線で結んだ線並びに 19 点と 1 点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C . D . L . + 2 . 25メートル)の陸と公有水面との境界線により囲まれた区域

基点(北宇和郡吉田町大字南君字牛川3112番79の牛川護岸に設置された金属釘)は、北緯33度15分42秒、東経 132 度31分15秒の地点

1 点は、基点から真北 277 度05分02秒 26 . 89 メー

ルの地点
 2点は、1点から真北 235 度51分17秒5.60メートル
 の地点
 3点は、2点から真北 325 度51分17秒3.10メートル
 の地点
 4点は、3点から真北 235 度51分17秒 19.32メー
 ルの地点
 5点は、4点から真北 145 度51分17秒1.60メートル
 の地点
 6点は、5点から真北 235 度51分17秒2.50メートル
 の地点
 7点は、6点から真北 325 度51分17秒1.60メートル
 の地点
 8点は、7点から真北 235 度51分17秒 11.27メー
 ルの地点
 9点は、8点から真北 145 度51分17秒1.60メートル
 の地点
 10点は、9点から真北 235 度51分17秒2.50メートル
 の地点
 11点は、10点から真北 325 度51分17秒1.60メートル
 の地点
 12点は、11点から真北 235 度51分17秒2.42メートル
 の地点
 13点は、12点から真北 145 度51分17秒3.10メートル
 の地点
 14点は、13点から真北 235 度51分17秒2.14メートル
 の地点
 15点は、14点から真北 285 度41分35秒2.51メートル
 の地点
 16点は、15点から真北15度41分35秒3.10メートルの
 地点
 17点は、16点から真北 285 度41分35秒5.64メートル
 の地点
 18点は、17点から真北 195 度41分35秒3.10メートル
 の地点

19点は、18点から真北 285 度41分35秒4.94メー
 ルの地点
 ウ 面積
 319.61平方メートル
 (2) 埋立てに関する工事の施行区域
 ア 位置
 北宇和郡吉田町大字南君字牛川3112番69から同3112
 番79に至る地先公有水面及び陸域
 イ 区域
 次のA点からG点までを順次直線で結んだ線及びG
 点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域
 基点（北宇和郡吉田町大字南君字牛川3112番79の牛
 川護岸に設置された金属鈹）は、北緯33度15分42秒、
 東経 132 度31分15秒の地点
 A点は、基点から真北65度05分51秒2.51メートルの
 地点
 B点は、A点から真北 145 度51分17秒 61.87メー
 ルの地点
 C点は、B点から真北 235 度51分17秒130.00メー
 ルの地点
 D点は、C点から真北 325 度51分17秒 77.29メー
 ルの地点
 E点は、D点から真北 356 度02分23秒 39.87メー
 ルの地点
 F点は、E点から真北86度02分23秒 33.50メー
 ルの地点
 G点は、F点から真北55度51分17秒 46.15メー
 ルの地点
 ウ 面積
 11,998.45平方メートル
 3 埋立地の用途
 漁港施設用地
 4 出願年月日
 平成16年 1月13日

○愛媛県告示第 134 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成16年 1月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久米垣生線	松山市越智町309番12から 同町307番 5 まで	平成16年 1月23日

○愛媛県告示第 135 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成16年 1月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	中山砥部線	伊予郡砥部町万年1015番2から 同町万年1026番2まで	旧	メートル 8.1～11.0	キロメートル 0.030	
			新	9.7～11.4	0.030	
"	"	伊予郡砥部町万年1027番1地先から 同町万年1202番2まで	旧	5.0～15.8	0.074	
			新	5.0～15.8 6.3～20.5	0.074 0.060	

○愛媛県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 1月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中山砥部線	伊予郡砥部町万年1015番2から 同町万年1026番2まで	平成16年 1月23日
"	"	伊予郡砥部町万年1027番1地先から 同町万年1202番2まで	"

○愛媛県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 1月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	喜多郡肱川町大字宇和川3472番2	旧	メートル 15.5～23.8	キロメートル 0.035	
			新	15.5～23.8	0.035	

○愛媛県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 1月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	197号	喜多郡肱川町大字宇和川3002番地先	平成16年 1月23日
"	"	喜多郡肱川町大字宇和川3472番2	"

○愛媛県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年 1月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	下鍵山松野線	北宇和郡広見町大字広見642番 3 から 同大字675番 2 まで	旧	メートル 3 6~11 2	キロメートル 0 473	
			新	6 3~16 7	0 473	

○愛媛県告示第 140 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 1月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	下鍵山松野線	北宇和郡広見町大字広見642番 3 から 同大字675番 2 まで	平成16年 1月23日

○愛媛県告示第 141 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年 1月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
15西局丹土（開）第17号 平成16年 1月 7 日	東予市周布193番 4 及び194番 2	東予市周布226番地 東亜ヒューム管株式会社 代表取締役 越 智 英 俊
15西局丹土（開）第18号 平成16年 1月 7 日	東予市周布193番 1 及び194番 1	東予市周布226番地 日本環境プラント株式会社 代表取締役 越 智 英 俊
15西局丹土（開）第19号 平成16年 1月 7 日	周桑郡丹原町大字丹原79番 3	西条市喜多川403番地の 2 山 本 純 久
15西局建（開）第27号 平成16年 1月13日	西条市古川字新田甲381番 1	西条市古川甲147番地 山 地 耕 一
15西局丹土（開）第20号 平成16年 1月14日	周桑郡丹原町大字今井111番 4	西条市氷見乙1928番地の 1 伊 藤 弥 生

任 免 辞 令

○公営企業任免辞令

12月31日

愛媛県技術吏員 穴 田 克 己
同 竹 本 賀 子
同 田 邊 和 代

願により本職を免ずる（各通）

1月 1 日

（県立今治病院）

（同 ）

國 元 望

山 口 真里奈

（ 同 ）

（ 同 ）

（県立南宇和病院）

（県立北宇和病院）

（県立新居浜病院）

（ 同 ）

（ 同 ）

愛媛県技術吏員に任命する

医療職（三）2 級を命ずる

技師を命ずる

（頭書）勤務を命ずる（各通）

吉 岡 真 美

大 岡 真奈美

寶 生 なつみ

坂 井 智 子

福 川 奈奈子

烏 谷 美 穂

本 田 沙耶佳

雑 報

○公示による通知

住所不明（ただし、住民票の住所 愛媛県喜多郡内子町大瀬北 245 番地） 福 本 朱 美

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第46条第 2 項の規定に基づき上記の者に通知すべき事項を記載した次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部管理局用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第 342 号）第 6 条の 2 において準用する同政令第 5 条第 5 項の規定により、平成16年 2 月 9 日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成16年 1 月23日

愛媛県収用委員会

会長 矢 野 隆 三

平成15年12月 5 日付け15媛収第28号 - 4 審理の開催について（審理開催の通知）